

工業振興功労者に対する感謝状交付要領

第1 趣旨

この要領は、千葉県表彰規則及び千葉県表彰事務取扱要綱に基づき、本県工業の振興に顕著な功労があった者に対して感謝状を交付し、その功労にむくいととも、もって本県工業の振興に資することを目的とする。

第2 対象

表彰は、知事の表彰及び感謝状の交付を受けたことのない者のうち、表彰日において年齢がおおむね50歳以上の者で、次の(1)から(3)のいずれかに該当する者であって、本県工業の振興に顕著な功労があったものに対して行う。

- (1) 本県工業の振興を目的とする団体等の役員としておおむね10年以上貢献をした者
- (2) 工場環境及び周辺地域の生活環境の保全等の業務におおむね20年以上勤務した者
- (3) 前各号のほか、知事が特に感謝状を交付することが適当と認める者

第3 推薦手続

2に定める推薦団体の代表者は、第2(1)から(3)のいずれかに該当する者があるときは、推薦書(別記第1号様式)に次の(1)から(2)に掲げる書類を添付して知事へ推薦することができる。

- (1) 候補者調査書(別記第2号様式)
- (2) 役員等として活動した団体の規約、その他参考となる資料

2 推薦団体とは、千葉県臨海南部工業地帯工場連絡協議会、千葉県内陸工業連絡協議会、千葉県臨海北部工業連絡協議会、千葉県金型工業会、一般社団法人千葉県経済協議会、千葉県中小企業団体中央会の各団体をいう。

第4 被表彰者の決定

知事は、第3により推薦のあった者について、選考の上、表彰を受ける者を決定する。

第5 感謝状の授与時期

感謝状の授与は、毎年1回行う。

付則

この要領は、平成21年2月18日から実施する。
この改正は、令和元年11月1日から実施する。